

(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 1) 野生生物保護への基本的取り組み・考え方

a) 基本的取り組み

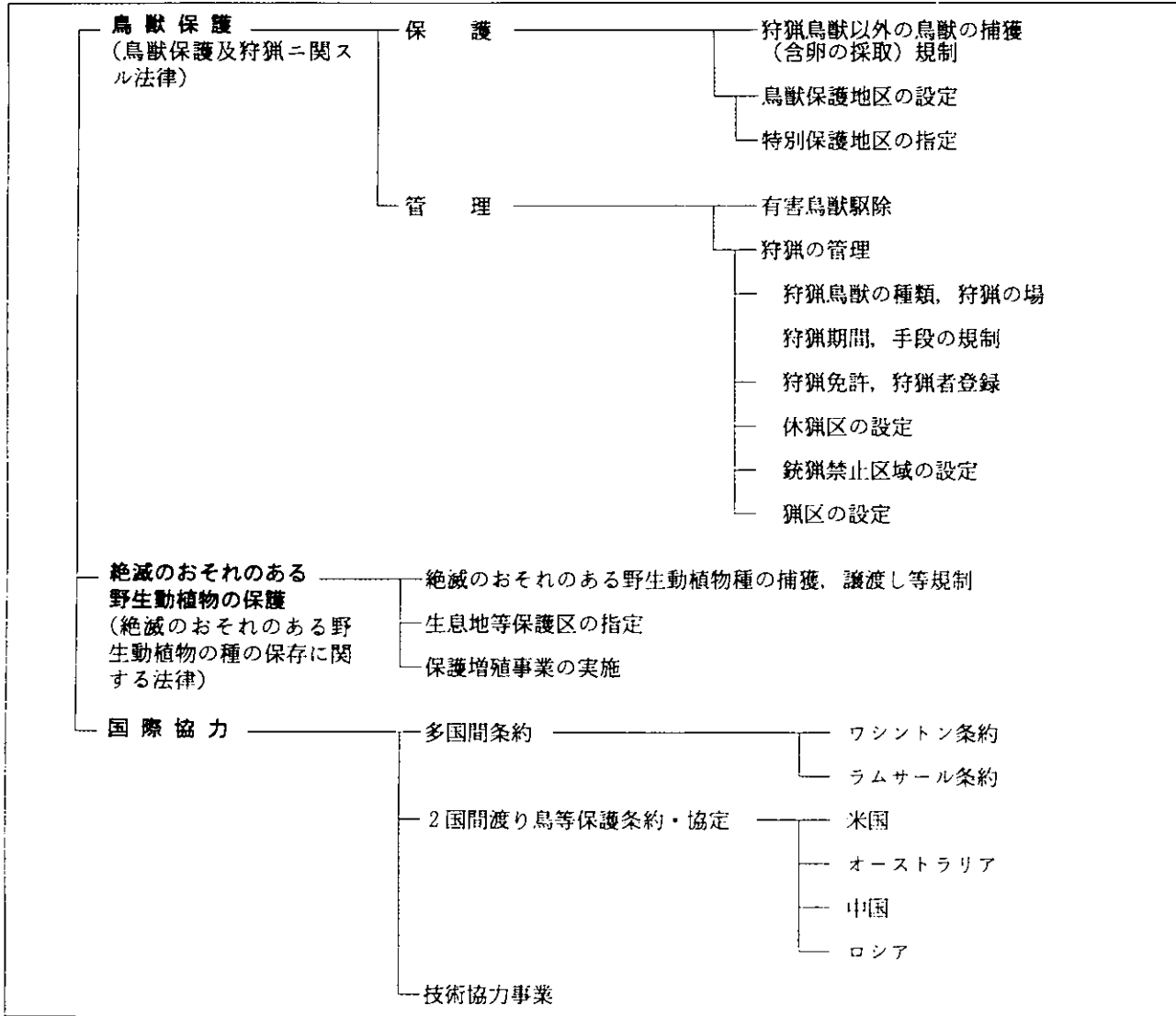
貴重な野生生物を保護するためには、その生息地を保護し、乱獲を防ぎ、絶滅のおそれのある種の保護や増殖を行うなど様々な取り組みが必要である。

日本の野生生物保護のための取組は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（鳥獣保護法）及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）により推進されている。

b) 基本的考え方

野生動植物は、生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持している。わが国は自然環境の変化に恵まれ、狭い国土にもかかわらず、数多くの固有種を含む多様な野生動植物種を有している。しかし、現在わが国では多くの動植物の種がその存続を脅かされている。わが国に存在するような野生動植物の多様性を維持するためには、少なくとも生物種及び独特な生物群集を人為的に消滅させてはならない。また、絶滅のおそれのある種や希少な種を保全するだけでなく、地域の自然に根ざして生息・生育している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全していくことが必要である。また、遺伝資源としての野生動植物種の利用に当たっては、持続可能な利用を基本とすることにより、その多様性の確保を図ることが必要である。また、鳥獣の急激な増加等による生態系の攪乱を適切な管理の下に防止することも多様性を保全するという観点から大きな意義がある。

日本の野生生物保護体系



(5) 日本の野生生物保護管理

5-2) 狩猟制度(鳥獣保護法による野生生物保護)

a) はじめに

地球上に現存する野生動植物の種数は合計 1000 万種を越えると言われており、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫、植物等多様な種が含まれる。なかでも鳥や獣(哺乳類)は、食物連鎖の上位を占め生態系の中で主要な役割を果たしているほか、学術研究、芸術等の精神活動の対象として、また、狩猟などの資源として、人間にとって特になじみ深い存在である。

このため、各国の野生生物保護制度を見ても、鳥獣はまず最初に保護の対象とされ、我が国でも、野生生物保護制度の骨格となる法律である「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が制定され、すでに長い歴史を有している。現在、我が国に生息する野生の鳥類全種と哺乳類の大部分(ねずみ、もぐらなど一部は保護対象から除外)は、この法律によって包括的に捕獲の規制や生息地保護の対象とされている。

b) 鳥獣保護法に基づく保護制度の概要

鳥獣保護法は、鳥獣の保護、鳥獣による被害の防止、狩猟による危険の防止の3点を直接の目的としており、これを達成するため、

ア. 捕獲等の規制

イ. 譲渡、飼養、輸出入の規制

ウ. 生息地における開発行為等の規制措置

を講じている。

c) 捕獲等の規制について

1. 狩猟鳥獣

鳥獣保護法では、まず、国内に生息する鳥獣を狩猟可能な種(狩猟鳥獣)とそれ以外の種に二分し、狩猟鳥獣以外の鳥獣(保護鳥獣)の、捕獲等は原則として禁止している(捕獲だけでなく殺傷も禁止されている)。狩猟鳥獣は、基本的には、生息地が比較的多く、狩猟による捕獲圧に相当程度耐えられる状態にあるもので、農林業への被害防止のための捕獲が必要か、又は毛皮、肉等の利用価値のあるものを指定することとしており、現在、鳥類では30種類、獣類では17種類が指定されている。(ちなみに日本産の鳥類の種数は、530種、哺乳類は、法律の対象から除外されているネズミ・モグラ類、海獣類を除くと、85種。なお、狩猟鳥獣の指定は、オスジカ、ノイヌ、ノネコ等分類上の種以外のものも含まれているため「種類」としている)。

2. 狩猟の規制<狩猟免許>

狩猟鳥獣は狩猟で捕獲することが認められているが、その際には、乱獲防止、危険防止の観点から、各種の制限が課せられている。狩猟を行うためには、まず、都道府県の行う試験に合格し、狩猟免許を取得しなければならない。狩猟免許は罠によるもの(甲種)、銃によるもの(乙種)、空気銃によるもの(丙種)の3種類に分けられており、現在、狩猟免許を受けている人の数は全国で約7.6万人で、そのうち乙種が87%を占めている。

3．狩猟の規制<猟期>

狩猟を行うことができる期間は1年のうち一定の期間（猟期と呼ぶ）に限られており、それ以外の時期は狩猟できない。猟期は、鳥類の繁殖期、渡りの時期、農林業や野外レクリエーションの時期等を考慮して定められ、北海道以外の地域では、原則として11月15日から2月15日までの3か月、北海道では10月1日から1月31日までとされている。

4．狩猟の規制<狩猟の場>

鳥獣保護区：前出

捕獲禁止区域：鳥獣保護区の他、国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地域、都市公園、社寺境内地等、市街地周辺やレクリエーション利用地域に設定される銃猟禁止区域、狩猟鳥獣の資源維持を図るために3年以内の期限で設定される休猟区では狩猟が禁止されている。

5．狩猟の現状と推移

狩猟による鳥獣の捕獲数は1992（平成4）年度で、年間鳥類約293万羽、獣類約33万頭となっているが、狩猟者の減少を反映して捕獲数は年々減少傾向にある。

6．特別許可

学術研究又は有害鳥獣の駆除、その他特別の事由に基づく場合は、これらの規制に関わらず、例外的に環境庁長官又は都道府県知事の許可を得て、鳥獣を捕獲することが認められている。

7．有害鳥獣駆除

鳥獣は人間にとって様々な恵みをもたらしてくれる存在であるが、一方で農林産物等に被害を与えたり、人間に直接危害を及ぼすこともある。鳥獣による被害を防止し、人間生活との調和を図っていくことは、鳥獣保護行政の重要な課題であり、有害鳥獣駆除は、このための手段のひとつとして重要な役割を果たしている。

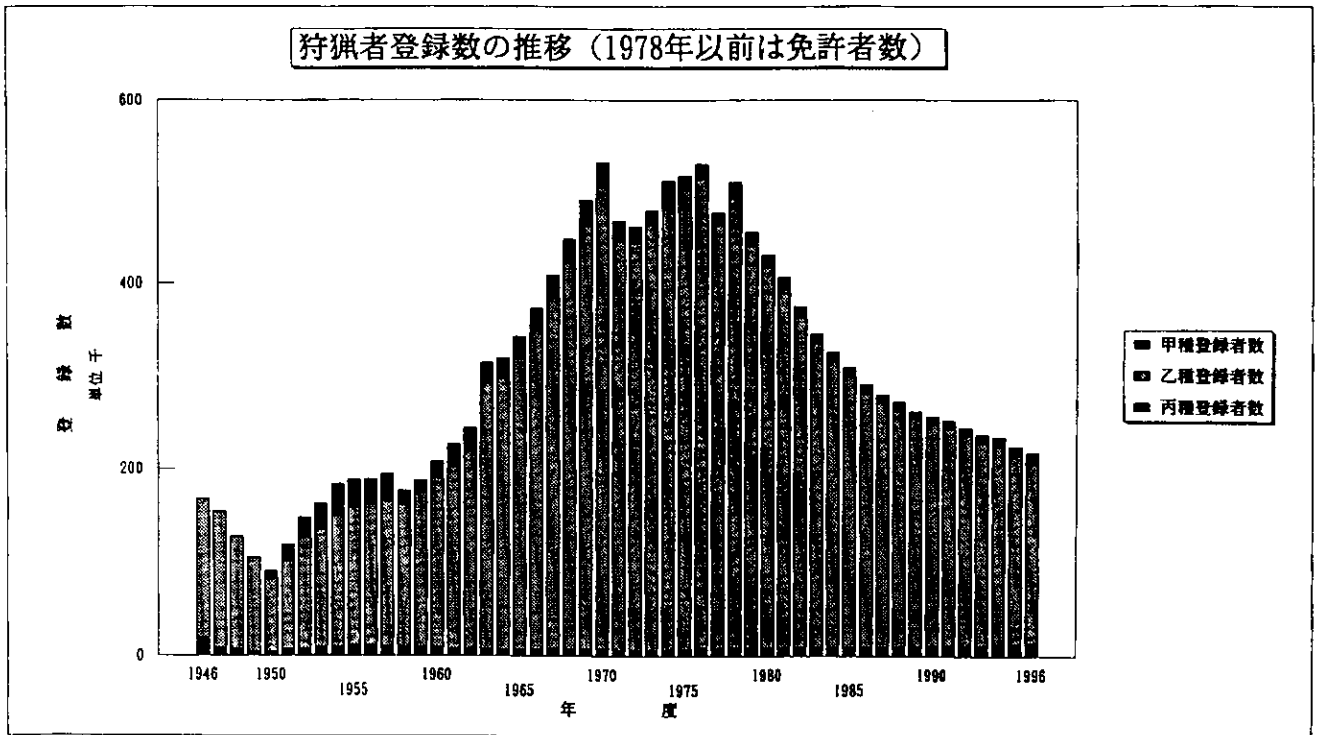
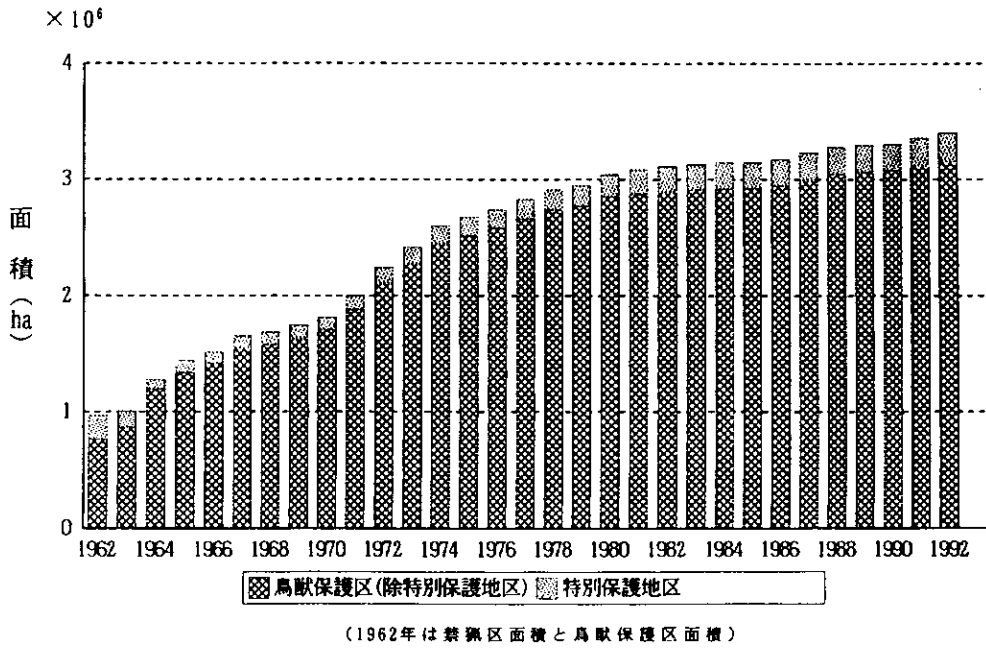
有害鳥獣駆除は、制度的には、免許、猟期、保護区等の各種狩猟規制に関わりなく実施することが可能であるが、運用に当たっては、乱獲の防止、安全の確保などへの配慮が必要であり、狩猟免許所有者が実施する、捕獲数を最小限度に留める、できるだけ鳥獣保護区等での捕獲を避ける等の指導が行われ駆除が実施される。

8．有害鳥獣駆除の現状と推移

有害鳥獣駆除による鳥獣の捕獲数は1992（平成4）年度で、年間鳥類約128万羽、獣類約10万頭となっているが、最近では、特にシカ、イノシシ、サル、カラス等による農林被害の発生が増加しており、それに応じて捕獲数も増加傾向にある

自然保護年鑑刊行会（1996）：野生生物保護のしくみは？、自然保護年鑑4、日生社

(5) 日本の野生生物保護管理 5-2) 狩猟制度(鳥獣保護法による野生生物保護)



水谷 知生(1996): 野生動物の保護制度に関する一考察、ワイルドライフ・フォーラム 2(3)野生生物保護学会

高橋 正浩(1998): 狩猟鳥獣の捕獲を禁止、制限する件の変更について、野生生物保護行政、野生生物保護行政研究会

(5) 日本の野生生物保護管理

5 - 3) 希少野生動植物の保護 (種の保存法による野生生物保護)

a) はじめに

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠くことができないものである。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」は、こうした絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることによって、自然環境を保全し、現在そして未来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

b) 定義

国内に生息または生育する絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動植物種として、ワシントン条約 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約) の付属書 に掲載されている種及び渡り鳥等保護条約に基づき絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種を国際希少動植物として政令で指定している。

c) 希少野生動植物種の捕獲及び譲渡し等の禁止

学術研究等の目的で環境庁長官の許可を受けた場合等を除いて、希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷または損傷をすることは禁止されている。

また、希少野生動植物種の個体、その器官及びこれらの加工品 (以下個体等という) は、学術研究等の目的で環境庁長官の許可を受けた場合等を除いて、譲渡し等は禁止されている。

また、一定の要件に該当する場合を除いて、これらの輸出入は禁止・制限されている。

d) 国際希少野生動植物種の個体等の登録

国内で国際希少野生動植物種のうちワシントン条約付属書 に掲載されている個体等を商業目的で譲渡し等をしようとする場合、先ず最初に登録を受けなければならない。登録を受けることができるのは、

- 1) 商業目的で繁殖させたもの
- 2) ワシントン条約の規制適用前に取得したもの

についてである。

環境庁長官が学術研究等の目的で許可をした場合等を除き、無登録の譲渡し等は禁止されている。

e) 生息地の確保

国内希少野生動植物種の生息地等を、生息地等保護区として、環境庁長官は必要に応じて指定することができる。この区域は2つの区域に区分される。

一つは、特にその種の生態や生息環境の特性から特に規制の必要性が高い区域である「管理区」で、この区域では、工作物の設置や木竹の伐採のような行為を行う場合、環境庁長官又は都道府県知事の許可が必要とされる。

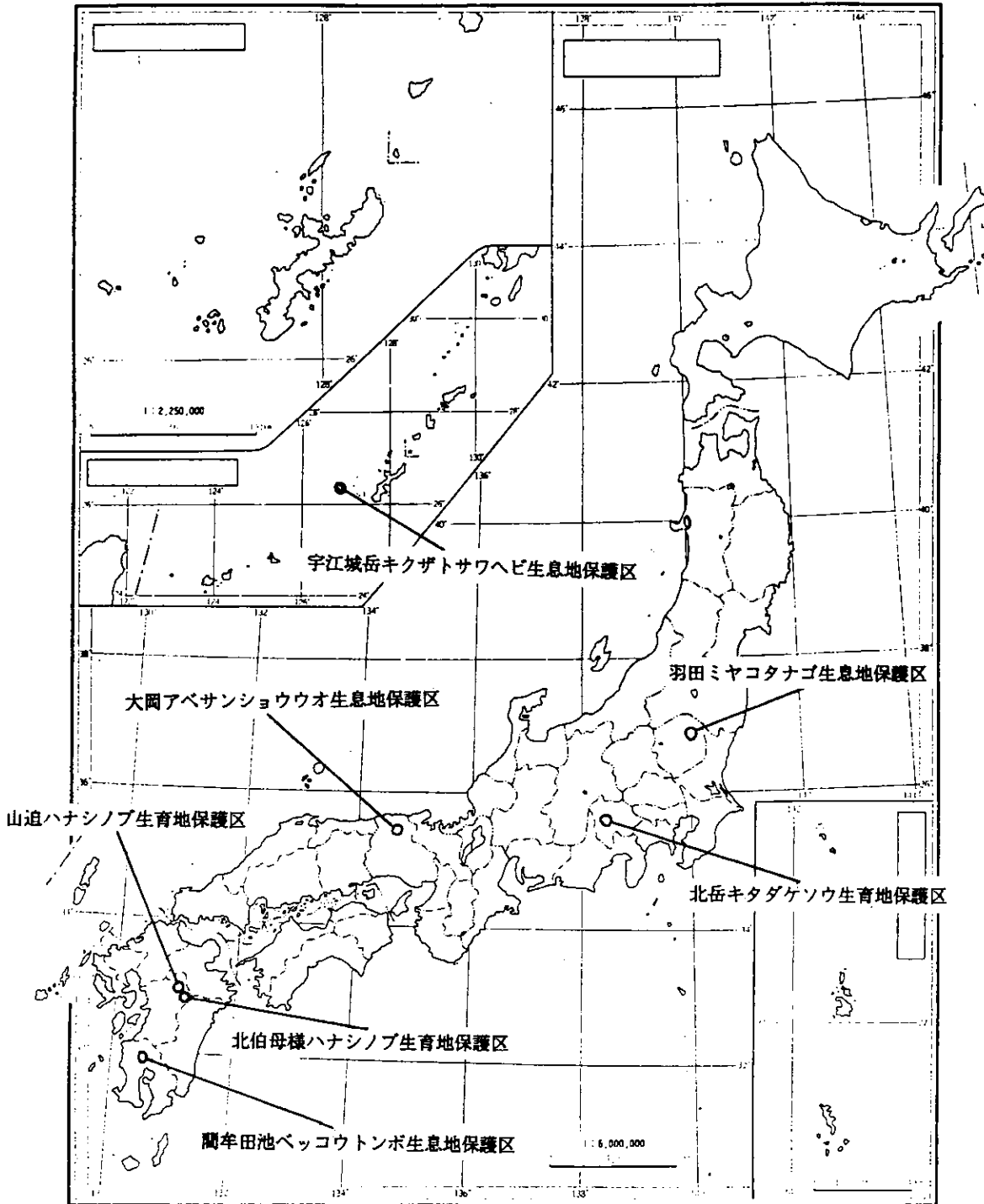
もう一つの区域は「監視区域」で、より緩やかな規制でも生息環境等の維持ができる生息地等や管理地区の緩衝地帯としての役割を果たしている。この区域では、工作物の設置や木竹の伐採等の行為を行う場合、環境庁長官又は都道府県知事への届出が必要とされる。

f) 保護増殖事業

絶滅のおそれのある野生動植物の保存を図るためには、捕獲、譲渡し等の規制や生息地等の保護だけでなく、減少した個体数を回復させ、又は、生息環境を維持し回復させるための取組が必要である。この法律では、生息環境等の整備、給餌、飼育下の増殖など保護増殖のための事業を「保護増殖事業」として位置づけて、これらを積極的に推進していくこととしている。

環境庁は、保護増殖事業を実施しようとする他の省庁と保護増殖事業計画を策定し、これに基づき事業を実施する。また、地方公共団体や民間団体も環境庁長官による保護増殖事業の確認または認定を受けることができる。

生息地等保護区位置図



柴田 泰邦(1998):生息地等保護区の指定について、野生生物保護行政、野生生物保護行政研究会